

愛知県環境審議会総合政策部会 会議録

1 日時

平成 30 年 2 月 28 日（水） 午後 3 時から 5 時まで

2 場所

愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

3 出席者

(1) 委員

青木部会長、大石委員、織田委員、小嶋委員、竹内委員、大東委員、尾島専門委員、
祖山専門委員、竹内専門委員、三島専門委員（以上 10 名）

(2) 事務局

愛知県職員 14 名

4 傍聴人

なし

5 議事

(1) 地球温暖化対策推進のために条例に位置付ける項目（案）について

- ・事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

[竹内委員] 新たに策定した「あいち地球温暖化防止戦略 2030（以下「戦略」という。）」の目標数値は、条例に位置付けないのか。また、戦略自体は、条例に基づく戦略になるのか。新たな条例には、県の義務規定や市町村についての具体的な言及、戦略のモニタリングについての記載があった方が良い。また、適応策の扱いはどうなるのか。

[事務局] まず、目標数値については、常に見直しを図っていく必要があり、条例で固定化するよりも戦略の中に位置付け、施策とともに見直していく必要があると考えている。また、戦略自体は、条例に基づく戦略という位置付けである。

次に、県の責務については、新たな条例の中に位置付けていきたい。市町村に対する規定については、県がつくる条例には規定することは難しい。戦略のモニタリングについては、戦略の進捗の中で実施していきたい。適応策については、国の法令化の動きを見ながら条例への位置付けも検討していきたい。

[三島専門委員] 現行条例において、不十分な部分や継続すべき部分、バージョンアップすべき部分、新たな条例で追加すべき部分を、全体像として整理してもらえるとありがたい。

[事務局] 現行条例における地球温暖化対策計画書制度については、地球温暖化に特化した部分であり、評価や指導・助言の項目を加えたうえで、新条例へ移す考えである。

その他の自動車、建築物、廃棄物については、地球温暖化対策以外の目的も含まれているため、現行条例に残す考えである。現行条例、新条例それぞれの規定については整理していきたい。

[祖山委員] 前回の部会では、現行条例に各主体の責務が明確でないという課題があり、新条例の必要性が導かれているが、現行条例には県民・事業者・行政の責務は包含された形でしっかりと規定されていると解釈した。まず、この点について確認したい。そして、それを踏まえた上で、今回、新たに単独条例を制定したときに、個別施策ごとに各主体の責務や役割を追加的に定める必要があるのか少し理解しにくいいため、補足説明をいただきたい。

資料2の新条例への位置付けを検討したい項目と、戦略に掲げる体系レベルと統一感がない。戦略の体系に合わせた形で見直すべきと感じた。また、資料2には、県の責務として「計画の策定」となっているが、現行条例では施策推進の責務についても示されている。この点は、新条例に取込まれていないのではないかと。

[事務局] 現行条例では、温暖化対策は「環境負荷の低減」に含めて各主体の責務を掲げており、これを温暖化対策に特化した各主体の責務として単独条例に明確にすべきと考えている。現行条例に、温暖化対策に関する責務が入っていないという意味ではない。

単独条例では、始めの部分に県、事業者、県民といった各主体の責務を記載した上で、個別の事項について、努力規定や義務規定を記載することを想定している。個別の事項一つ一つに責務があると表現することは考えていない。

次に、資料2に掲げる項目については、一部、統合した部分はあるが、基本的には戦略の体系に沿って漏れなく記載している。また、計画に関する責務については、現行条例に記載されている内容を単独条例においてもそのまま位置付けることを想定しており、現行条例より後退することはない。

[大石委員] 全体的に危機感を感じない。今の生活レベルを下げるとか、我慢するといったことは書かれていない。少しは進歩や経済活動が遅れるということがあってでも削減をしていかなければいけないという表現もない。そのことについてどのようにお考えか。

[事務局] 今回の戦略は、2030年度に2013年度比26%削減という目標を掲げているが、これは、産業部門の割合が大きい本県にとっては高い目標である。この目標は、すべての主体が真剣に取り組まないと達成は厳しいため、今回の条例の中で県民・事業者・県の責務を明らかにしたうえで各主体に努めてほしいことを規定することで、達成につなげていきたい。

ただ、健康や経済成長などを犠牲にしてまで省エネをしていくのではなく、例えば家を断熱化していけば快適な生活のままエネルギーの削減ができるとか、事業者がエネルギー対策をすることで省エネとコスト削減を両立するなど、持続可能な方法で削減を進めてまいりたい。

[織田委員] 吸収源について、現状の数値はどのくらいなのか、それに対して2030年の目標はどのくらいなのか。また、稲作、畑作についてはどのくらい寄与するのか。

また、ソーラーシェアリングというものが愛知県ではどこまで普及しているのか。効果が高いと聞いているので、条例などにも位置付けていくと良いのではないかと。

[事務局] 吸収源については、旧戦略では吸収源を含めずに目標を設定していたが、新たな戦略では吸収源を含めて2013年度比26%削減という目標を設定している。国は2030年度の吸収源のボリュームを示しており、それを本県の森林面積で案分することで24万2千トンという数値を算出している。

戦略では、再生可能エネルギーの利活用を推進することとしているが、ソーラーシェアリングなど、具体的な導入手法までは言及していない。県民や事業者に対しては、

再生可能エネルギーを選択的に利活用してもらうよう呼びかけていきたい。

[小嶋委員] 旧戦略では2020年に1990年度比15%削減という目標であったが、8.7%増となっている。この点について、なぜそうなったのかという厳しい分析のもとに、次の戦略や新条例でより強いシステムを作っていく必要があると思うが、それが見えてこない。どういう点で達成できると考えているのか教えていただきたい。

[事務局] 今回の戦略の策定にあたって、排出量が増えてしまった原因については分析している。例えば、家庭部門では、世帯当たりの排出量は増えていないが世帯数が増えており、事業部門では、延床面積当たりの排出量は増えていないが延床面積は増えている。それらを踏まえて、今後どういう取組を行えばエネルギー使用量が下がるのか、県民や事業者の方々が実施すべき具体的な行動が分かるよう戦略の中で整理している。

[竹内専門委員] 現状のままでは削減目標の達成はかなり厳しいと思われる。技術の進歩だけでなく、発想の転換も必要であり、ある程度の負担を県民にお願いしてもいいと思う。それをしっかりと示すことで、協力が得られやすいと思われる。

[事務局] 直近の2014年度の温室効果ガス排出量は2013年度比で3%程度減少しており、省エネの取組が進んでいると感じる。急激に削減することは難しいため、県民や事業者の方々に協力、理解を得ながら毎年度、少しずつ対策を進めていく必要がある。

特に家庭部門については、来年度以降に新たな普及啓発事業も実施予定であり、無理のない範囲での省エネ行動をしっかりと呼びかけていくことが大事と考える。新条例の中でも、県民の方々に取り組んでいただきたいことを位置付けていきたい。

[尾島専門委員] 基本的には努力義務を課すことになると思うので、新条例には具体的な内容までは書くことができない。そのため、広報などにおいてどう伝えるのが重要であると思われる。

[事務局] いただいたご意見を踏まえ、各主体にやる気になって取り組んでもらえるよう新条例に反映させていきたい。

[大東委員] 戦略は適応策と緩和策の両方が記載されているが、地球温暖化防止戦略という名前としている。一方、新条例の名前は「温暖化対策条例」となっているため、適応策と緩和策の両方について記載があるべきだと思うが実際はそうではない。「温暖化防止条例」とすべきではないか。

また、県民の方々が温暖化が進むことにより発生する悪影響を認識し、そうならないために行動するということがインセンティブとなる。そのような行動を促すための動機付けをしっかりとアピールすることや仕掛けを考えることが重要である。

[事務局] 新条例の名称については、今後の議論を踏まえて検討していきたい。

(2) 地球温暖化対策計画書制度の見直しについて

- ・事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

[大東委員] 良い提案だと思う。評価するだけでなく、さらに発展させて上位者は表彰するという形にすれば、そこを目指して頑張る事業者がいると思う。また、実施状況を評価するのは分かるが、計画書について評価するというのはどういうことか。

[事務局] 温室効果ガスを減らす取組について評価することを考えている。計画書に記載した内容について、良いのか悪いのかをある程度評価すること、またその結果を公表することを考えている。

[大東委員] PDCAを回すということだと思うが、初年度は評価しなくても良いのではないかな。

[事務局] 初年度については検討したい。

[祖山専門委員] 事業者の取組意欲を引き出すことで、更なる削減につなげるというのは良い考えだと思う。しかし、フィードバックの方法として、指導・助言、立入調査を位置付けるのは、逆に自主的な行動を阻害する規制になってしまうのではないかな。事業者の意欲を阻害しないような制度にしてほしい。具体的には、県が独自に行う評価結果について公表しつつ、個別事業者との対話により助言を行うという表現に留めるべき。自主的な取組を支援して、インセンティブを与えるような仕組みにしてほしい。

[事務局] 自主的な取組を促進するという観点での制度の見直しであるため、「指導」という表現については検討したい。

[三島専門委員] 総合政策部会でこの見直し案を示したのは、この内容を条例に盛り込むことを承知してほしいということか。それとも答申に入れてほしいということなのか。

このことについては、ぜひ事業団体、経済団体等にヒアリングしてほしい。また、公契約にこの評価結果についても加えてほしい。

[事務局] 現行条例において、計画書制度は義務規定であり、新条例においても同様に義務規定として位置付けていきたいので、今回ご説明した。各事業者に影響のある話なので、本部会での議論だけでなく、他団体を通じてしっかりと周知を行っていきたくと考えている。

[小嶋委員] 旧戦略の反省を踏まえての新たな戦略だと思うが、適正な評価をしなかったから目標が達成できなかったのか。また、今回、制度の見直しを行えば、排出量削減の実現の可能性が高まるということになるのか。2030年までに産業部門はBaUからすると約4割削減するという大きな目標だと思うが、根拠があるのか。

[事務局] 現行条例に基づく計画書制度は、届出内容を公表することによって、事業者の自主的な目標達成を期待していたが、実際の達成率は高くなかった。今回、現行の制度を強化して、県がより関与することで事業者の取組を促進していきたいと考えている。

また、戦略の削減目標の達成については、国の地球温暖化対策計画に基づいて各業界団体が自主的な計画に沿って取組を進めていくことと併せて、県独自の計画書制度をしっかりと運用することで、排出削減を進めていきたい。

[竹内委員] 客観的な指標とは何か。指導・助言に従わない場合は勧告等があるのか。

[事務局] 指標の内容は検討中だが、基本的には排出削減につながる基本的な対策をいくつか例示し、それらを実施しているか否かを確認してもらい、それらの実施状況に基づき評価を行うことを考えている。評価には、県の一方的な評価にならないよう客観的指標を設けていきたい。また、指導・助言に従わなかった場合の勧告等は想定していない。あくまで自主的な取組を後押ししたいという趣旨である。

[大石委員] 計画書に対する指導等を行うということだが、中小規模事業者に対して専門家を紹介することは行うのか。

[事務局] 中小規模事業者が何を取り組んだらいいのかわからないということをよく聞く。現在でも「あいち省エネ相談」などの支援事業を行っており、任意で届出を提出した事業者に対しては、省エネ相談の案内や具体的なアドバイスは実施する予定である。折角、やる気を出してくれた事業者に対して、更なるやる気を引き出せるような制度としていきたい。

[大東委員] 技術ガイドのようなものは作成するのか。計画書制度の届出の作成方法について、分かりやすく解説したマニュアルを作ると良いのではないか。

[事務局] 「あいち省エネ相談」では、優良事例を紹介するということは行っている。新たな計画書制度の中でも、参考とすべき優良事例は波及できるようにしていきたい。

署名人

印

署名人

印